

令和6年度
家庭における蓄電池導入促進事業
添付書類の手引き

公益財団法人東京都環境公社 東京都地球温暖化防止活動推進センター

(愛称：クール・ネット東京)

2024.6.28 ver.1.1

目次

1. 添付書類を作成いただく前に	1
2. 事前申込 添付書類	1
➤ 見積書指定様式 記載例	2
3. 交付申請兼実績報告書 添付書類	4
(1) 申請者本人確認書類・リース使用者本人確認書類	4
(2) 計算シート	5
(3) 対象機器の売買契約書の写し	5
(4) 家庭における蓄電池導入促進事業助成金に係る覚書	5
(5) 対象機器を購入した際の領収書の写し及び領収書内訳	6
(6) 国及び地方公共団体による補助金の交付額確定通知書の写し	6
(7) 設置した機器等が新品かつ未使用品であることの証明	7
(8) 対象機器を設置する建物及び対象機器から供給される電力等を使用する住宅の全景写真	7
(9) 助成対象機器の型番及び製造番号（銘板）を示す写真	7
(10) 太陽光発電システムの出力を確認できる書類	8
(11) 交付申請等委任状	8
(12) 契約書の写し	9
(13) 保険証券又は付保証明書の写し	9
➤ 計算シート指定様式 記載例	10
➤ 家庭における蓄電池導入促進事業助成金に係る覚書 記載例	12
➤ 対象機器領収書 記載例	14
➤ 領収書内訳書 記載例	15
➤ クレジット契約等により購入した場合の領収書 記載例	16
➤ 助成対象機器が新品かつ未使用品であることの証明書 記載例	17
➤ 対象機器 保証書 記載例	18
➤ 対象機器を設置する建物及び対象機器から供給される電力を使用する住宅の全景写真 提出例	19
➤ 対象機器 銘板写真 提出例	20
➤ デマンドレスポンス実証 委任状 記載例	21
☆ 【提出書類チェック表】	24
(参考) 関連ホームページのご案内	26

【改訂履歴】

日付	Ver.	該当箇所	内容
2024/05/28	ver.1.0	-	-
2024/06/28	ver.1.1	-	DR 実証に関する文言の微修正

1. 添付書類を作成いただく前に（留意事項：必ずお読みください。）

申請書類及び添付書類の作成・提出に当たっては、以下の点に留意してください。

- ✦ 助成金の審査手続中、公社からのお問い合わせの際に確認をお願いすることがあります。
提出書類は原則返却できませんので、必ずコピーをとった上で提出し、控えを保管してください。公社に提出された書類を電子メール等で助成対象者及び手続き代行者にお送りすることはできません。
- ✦ 必要事項の確認のため、必要書類に加え、別途資料及び書類等の提出をお願いする場合があります。
- ✦ 申請手続きについて、手引きに記載のない事項や、明確に判断できない場合は、事前に公社までご相談ください。

2. 事前申込 添付書類

✦ 設置予定機器の見積書

下記必須項目が記載された見積書を提出してください。

- ① 対象機器設置場所住所が明記されていること
- ② 「宛先（注文者）」に助成申請者の宛名が記載されていること
- ③ 対象機器のパッケージ型番及び IoT 機器の型番が正確に記載されていること
- ④ 対象機器の金額（機器費、工事費のみ。消費税、諸経費含まず）が明確に記載されていること

➤ 見積書指定様式 記載例

(見積書について)【蓄電池システム】

20××年 ××月 ××日

記入例

見積書

〇〇 〇〇 様

設置場所住所

東京都〇〇区〇〇1-2-3

株式会社 〇〇電気

株式会社
〇〇電気

下記のとおりお見積りさせていただきます。

蓄電池	メーカー	〇〇DENKI
	パッケージ型番	×××-00-A00
	パワーコンディショナの型番	
太陽光	モジュールの型番	XXX-1234
V2H	メーカー	
	製品品番	

ハイブリッド・トライブリッドタイプのパワーコンディショナへの付け替え	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> その他
------------------------------------	---

「その他」(例：一部付け替え、併設等)の場合は、備考欄へ詳細を記入してください。

モジュール増設やパワーコンディショナ付け替えによる設置予定の発電出力	3.2	kw
------------------------------------	-----	----

既存のkw + 増設分のkw (パワコン付け替え後)の発電出力を記載してください。

対象機器の金額	
蓄電池システム機器費 (助成対象機器費)	¥300,000
蓄電池工事費	¥200,000
太陽光発電システム (機器費+工事費)	¥1,200,000
V2Hシステム本体機器費	
V2H工事費	
その他	¥60,000
合計	¥1,760,000
消費税	¥176,000
総額	¥1,936,000

機器費 (助成対象機器費) はパッケージに係る機器費です。

リフォーム瑕疵保険・大規模修繕瑕疵保険の費用は「その他」に記載してください。

<備考>

蓄電池と同時に DR 実証に必要なエネルギー管理機器及びIoT 関連機器を設置する場合は、当該経費を蓄電池システムの助成対象経費に含めることができます。

(見積書について)

【既存の蓄電システムにエネルギーマネジメント機器及びIoT関連機器(以下「IoT機器」という。)を併設する場合】

20××年 ××月 ××日

記入例

見積書

〇〇 〇〇 様

設置場所住所

東京都〇〇区〇〇1-2-3

株式会社 〇〇電気

株式会社
〇〇電気

下記のとおりお見積りさせていただきます。

IoT機器	メーカー	
	製品型番	

都登録家庭用アグリゲーターの対象機器のみ助成対象です。

対象機器の金額	
IoT機器の機器費 (助成対象機器費)	¥300,000
IoT機器の工事費	¥200,000
その他	¥60,000
合計	¥560,000
消費税	¥56,000
総額	¥616,000

リフォーム瑕疵保険・大規模修繕瑕疵保険の費用は「その他」に記載してください。

<備考>

※申請する機器によって見積書が異なりますので、ご注意ください。

(2) 計算シート

会社の指定する様式で作成してください。
蓄電池システムパッケージ一式設置と IoT 機器のみ設置の 2 種類ありますので、
お間違えの無いようにお気を付けてください。

※ 蓄電容量は SII に登録されている蓄電容量を入力してください。

(3) 対象機器の売買契約書の写し

売買契約書の下記内容が分かる書類を提出してください。
必要事項の記載が複数枚に渡るなど、一目で確認することが難しい場合は、会社の指定
する様式(「契約書確認項目一覧表」)を作成の上、提出してください。

- ① 発行者名・会社印
- ② 契約締結日
- ③ 契約者名 (助成対象者であること)
- ④ 工事内容(蓄電池に関する工事や IoT 関連機器の工事が含まれていることが分かる文言)

【リース事業者の場合】

- ① 発行者名・会社印
- ② 使用者氏名・押印
- ③ 設置場所住所
- ④ サービス開始日・終了日
- ⑤ リース等期間

- ※ 売買契約日は**事前申込後 (会社が受付をした日以降)**のものであること。
- ※ 契約変更等で契約書が複数ある場合は、対象機器が入っている最終の契約書を提出すること。
- ※ 停止条件付契約の取扱いがある場合は、当該記載のある箇所の写しを提出すること。
- ※ 令和 6 年 4 月 1 日から同年 6 月 3 0 日までの契約の場合、売買契約日は事前申込前日付でも
構いません。

(4) 家庭における蓄電池導入促進事業助成金に係る覚書

【リース事業者又は電力販売事業者の場合】

会社の指定する様式で作成してください。

- ① 契約締結日
- ② リース等事業者：住所・事業者名・代表者氏名・押印
- ③ 機器使用者等：住所・氏名・押印

(5) 対象機器を購入した際の領収書の写し及び領収書内訳

領収書に下記必要項目の記載がない場合は、公社の定める様式(「対象機器に関する領収書内訳について」)が提出必須となります。

※蓄電池システム新設で DR 実証参加の場合は IoT 機器の情報も必要です。

- ・宛名(助成対象者名であること) ・領収金額
- ・助成対象経費(機器費+工事費(消費税含まず)、「助成対象経費」の文言)
- ・設置場所住所 ・対象機器メーカー名 ・対象機器パッケージ型番または IoT 機器型番
- ・領収日 ・発行者(販売事業者)名 ・発行者(販売事業者)押印

【販売事業者が作成した「対象機器に関する領収書内訳について」】

- ① 新築の場合など、対象機器以外の費用が含まれている領収書についても提出は可能ですが、上記太枠内の項目を証明して頂くため、公社の定める様式で領収書の内訳を作成し、領収書と併せて提出してください。
- ② 複数台をまとめて購入した際の領収書については、対象機器 1 台ごとの助成対象経費、製造メーカー名、パッケージ型番等上記太枠内の項目が記載されたものがが必要です。必要に応じて領収書内訳を作成し、領収書と併せて提出してください。
- ③ 債務が完了されるまで当該機器等の所有権がクレジット会社に留保される契約の場合、当該記載のあるクレジット契約書等の控えが必要です。
- ④ 個別クレジットを利用する場合には、対象機器の販売を行った者が発行した領収書が必要です。なお、個別クレジットを利用する場合において、債務が完了されるまで当該機器等の所有権がクレジット会社に留保される契約であっても「交付された補助金を個別クレジット契約に基づく債務の弁済金にあてること」を条件に助成対象者とします。銀行振込証は認められません。提出する際は上記太枠内の項目が全て記載されていることが必要です。
- ⑤ 領収書に記載された対象機器に係る機器本体額について、市場価格等を調査した上で著しく乖離があると公社が認めた場合には、対象機器を設置する住宅への現地調査による設置状態等の確認、申請者及び手続代行者等への聞き取り調査による販売状況等の確認を行うことがあります。

(6) 国及び地方公共団体による補助金の交付額確定通知書の写し

国及び他の補助金に申請した場合は、交付額確定通知書の写しを提出してください。

なお、助成対象機器のみの交付額の記載がない場合は、内訳のわかる書類を併せて提出してください。

※「申請後かつ交付額確定後」の場合は交付額確定通知書、

「申請中で交付額確定前」の場合は申請書類と助成機器に対する交付額の上限が分かる資料を添付してください。

(7) 設置した機器等が新品かつ未使用品であることの証明

公社が定める様式(「助成対象機器が新品かつ未使用品であることの証明書」)を提出してください。提出が困難な場合は「対象機器の保証書の写し」を提出してください。

【保証書の写しを提出する場合は、下記2点を満たした書類を提出してください。】

- ✚ 購入時又は設置時に受領した保証書の写しであること。使用者控え(お客様控え等)の写しであること。
- ✚ 製造者名(メーカー名)、型番がはっきり読み取れること。
(注意) 複数台をまとめて購入する場合は、各助成対象機器の型番、製造番号等がわかること。

※蓄電池システム新設で DR 実証参加の場合は IoT 機器の情報も必要です。

(8) 対象機器を設置する建物及び対象機器から供給される電力等を使用する住宅の全景写真

- ① 1階部分から建物全体(正面玄関側)が写っているもの。
- ② 対象機器を設置する建物と対象機器から供給される電力を使用する住宅が異なる場合は、それぞれの全景写真の提出必須。
- ③ カラー写真であること。

- ※ 全景写真では、助成対象機器が写っていなくても構いません。
- ※ 建物の立地や建築構造上、1枚に収まりきれない場合は、複数に分かれていても構いません。
- ※ 日没後撮影等で建物の全景がはっきりと確認できない場合は、再度撮影を依頼する可能性があります。
- ※ 狭小住宅など複数の住宅が写り込んでしまう場合は、どの住宅か分かるように目印をつけてください。
- ※ 住宅やビル等に店舗や事業所等が含まれている場合、登記情報の提出を求める場合があります。

(9) 助成対象機器の型番及び製造番号(銘板)を示す写真

- ① 設置完了日以降の写真であること。
- ② 型番と製造番号が1枚に写っていること。
- ③ 型番と製造番号の表示が欠けておらず、アルファベットや数字等が明確に読み取れる精度であること。
- ④ カラー写真であること。

- ※ 蓄電池ユニット本体及び IoT 機器の型番と製造番号（銘板）を撮影して提出してください。
- ※ ケース表面に銘板がない場合、パッケージ型番やシステム型番の銘板写真の提出を求めることがあります。
- ※ 雨水やフラッシュ等で型番と製造番号（銘板）が読み取れない場合、再提出していただく必要があります。
- ※ 蓄電池ユニットが内部に格納されているために製造番号の写真が撮れない場合は、パワーコンディショナの製造番号を添付してください。
- ※ 2世帯住宅で2台の設置をした場合、もう1台の設置状態がわかる写真も併せて提出してください。
- ※ 蓄電池システム新設で DR 実証参加の場合は IoT 機器の写真も必要です。

（10） 太陽光発電システムの設置を確認できる書類

【太陽光発電システムの設置がある場合】

蓄電池設置後の太陽光発電システムの発電出力を証明するものです。以下の書類のうちいずれか一つの写しを提出してください。

- ① 電力会社の買取明細
- ② 接続契約のご案内
- ③ 設備変更申請確認書類等

- ※ 「発電出力（kW）」の記載があること
- ※ 蓄電池設置後（代金支払後）の太陽光発電システム出力（kW）を確認できる書類であること。
- ※ 交付申請兼実績報告日からさかのぼって180日以内に発行された書類であること。
- ※ 太陽光発電システムの設置場所住所が申請フォームに入力した蓄電池システムの設置場所住所と一致していること。

（11） 交付申請等委任状（デマンドレスポンス実証に参加する場合）

公社が定める様式（「家庭における蓄電池導入促進事業助成金交付要綱」におけるデマンドレスポンス実証に参加する場合の交付申請等委任について）を提出してください。

- ① 助成対象者（助成対象機器を導入する者）の情報
- ② 手続代行者（都登録AG（家庭））の情報
- ③ 都登録AG（家庭）が交付申請に係る手続代行業務を販売事業者へ委託する場合は、その情報を記載すること

- ※ P.21～23の記入例を見て記載してください。
- ※ 自筆による署名の場合、押印は任意とします。
- ※ 委任状を2通作成し署名又は記名押印の上、それぞれ1通保管するものとし、その写しを公社に提出してください。

(12) 契約書の写し（デマンドレスポンス実証に参加する場合）

様式の指定はありません。

デマンドレスポンス 実証に参加の設備設置者と都登録 AG（家庭）の間で締結する DR 実証の契約書の写しを提出してください。（小売型の場合は、小売電気事業者と設備設置者の間で締結した契約書の写しを提出してください。）

(13) 保険証券又は付保証明書の写し

（リフォーム瑕疵保険又は大規模修繕工事瑕疵保険に加入する場合）

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第 17 条の規定に基づき、国土交通大臣に指定された下記 5 社の住宅瑕疵担保責任保険法人が対象です。

- ① 住宅あんしん保証
- ② 住宅保証機構
- ③ 日本住宅保証検査機構
- ④ ハウスジーマン
- ⑤ ハウスプラス住宅保証

保険に申し込むためには、保険商品ごとに登録する必要があります。
各法人ホームページで登録事業者を検索可能です。

保険証券・保険付保証明書の必要記載事項

- ① 被保険者名（登録事業者名）
- ② 保険法人名
- ③ 保険契約日
- ④ 証券番号（各社の管理番号）
- ⑤ 注文者（＝助成申請者）
- ⑥ 物件の所在地
- ⑦ 保険期間
- ⑧ 支払限度額
- ⑨（工事内容）※ハウスプラス住宅保証のみ

➤ 計算シート指定様式 記載例

令和6年度蓄電池システム助成額計算シート（蓄電池システム）

■ デマンド事業へ参加しますか。 はい 100,000 円 上乗せ

■ リフォーム瑕疵保険に申込みましたか。 はい 7,000 円 上乗せ

■ 太陽光発電システムはありますか。 はい
※発電出力が50kW以上の場合は対象外です。

■ 国及び他の地方公共団体による補助金を申請していますか。 はい 円

← 申請している場合は
交付決定金額を入力してください。

← 助成額上限オーバーが表示される場合は
最下段の赤字の金額をフォームに入力してください。

助成額上限OK

水色のセルに該当する金額（単位：円）・蓄電容量値を入力してください。

蓄電池システムの購入額（SII登録パッケージ機器費・税抜） 円

← 購入金額を入力してください。

蓄電池システムの工事費（蓄電池システム稼働に必要な工事費・税抜） 円

■ 助成対象経費

1,500,000 円

■ 蓄電容量 kWh

■ 助成額の計算

以下のいずれか小さい額

① 助成対象経費×3/4の額 1,125,000 円

② 蓄電容量 (kWh) ×150,000円 7 kWh 1,050,000 円

(6.34kWh未満は×190,000円 上限950,000円)

③ 太陽光なしの場合 上限額 (1,200,000円) 円

助成額 1,157,000 円

← 助成申請金額には
どちらか該当する金額を記載してください。

助成額+国及び他の地方公共団体による補助金が助成対象経費を超える場合
「助成額上限オーバー」の場合

- 円

令和6年度蓄電池システム助成額計算シート（既存の蓄電システムにIoT機器を併設する場合）

令和6年度蓄電池システム助成額計算式シート（エネルギー管理機器・IoT機器）

■デマンド事業へ参加しますか。(必須) はい

■リフォーム瑕疵保険に申込みましたか。 はい 7,000 円 上乗せ

■当該機器が対象の国及び他の地方公共団体による(IoT及びHEMS関連の)補助金を申請していますか。 はい

20,000 円

← 申請している場合は
交付決定金額を入力してください。

助成額上限OK

← 助成額上限オーバーが表示される場合は
最下段の赤字の金額をフォームに入力してください。

水色のセルに該当する金額（単位：円）・蓄電容量値を入力してください。

エネルギー管理機器・IoT機器の購入額（アグリゲーター登録済みの機器費・税抜）

150,000 円

← 購入金額を入力してください。

エネルギー管理機器・IoT機器の工事費（税抜）

50,000 円

■助成対象経費

200,000 円

■助成額の計算

助成対象経費×1/2の額（上限100,000円）

100,000 円

助成額

107,000 円

← 助成申請金額には
どちらか該当する金額を記載してください。

助成額+国及び他の地方公共団体による補助金が助成対象経費を超える場合
「助成額上限オーバー」の場合

- 円

←

➤ **家庭における蓄電池導入促進事業助成金に係る覚書 記載例**

蓄電池システムの機器貸与等に係る覚書

家庭における蓄電池導入促進事業に係る助成金（以下、「本助成金」という。）の交付を受けるため、甲（機器貸与者等※1）は、都内の住宅で使用する乙（機器使用者※2）と、蓄電池システムの導入に係る契約を締結するにあたり、以下の取り決めを確認し、同意した上で、本覚書を締結する。

※1：蓄電池システムのリース契約又は太陽光発電システムの電力販売を行う事業者

※2：蓄電池システムをリース契約により貸与されるもの又は太陽光発電システムにより発電された電力を購入するもの

第1（要件等の確認）

甲及び乙は、本助成金の実施要綱及び交付要綱及び手引き類等（以下、「要綱等」という。）をよく参照し、交付対象の要件に合致することを確認する。

なお、甲及び乙は、要件に反する事項があることを知った場合、速やかに相手に通知する義務を負う。

第2（本助成金の支払と還元）

甲が本助成金の交付を受けたとき、甲は受領した当該助成金相当額について、直ちに以下の①又は②の方法のうち、本覚書に署名した際に合意する方法により乙に還元する。

（本助成金は、公社が甲の提出した交付申請兼実績報告に交付決定を行った後、原則、助成金支払日として指定する日に甲に交付される。）

① 本件契約に係る乙の甲に対する債務に充当する方法

② 現金で支払う方法

第3（助成事業者の責務）

1 甲は、助成事業の完了から6年間、公社の承認なく、本導入により設置した助成対象設備を、本助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は不当に廃棄してはならない。

第4（助成事業者の地位の承継）

1 甲は、本件契約により定められた契約期間が経過した後、売買、交換、贈与、譲渡、契約等により甲の地位の承継を乙へ行う場合、速やかに地位承継承認申請書を公社に提出し、公社の承認を受けなければならない。

2 本助成金の交付に伴う全ての権利及び義務は、甲の地位を承継した乙に移転するものとする。

第5（助成金の返還等）

1 要件に反する事項があり助成金の交付を受けることができなくなった場合、公社は、本交付申請に対して助成金を交付せず、又は本交付申請に対する交付決定を取り消し、交付済みの助成金について、返還を求める。

2 甲及び乙は、本助成金の返還請求を受けたことを知った場合、速やかに相手に通知し、双方で誠実に協議を行うものとする。

3 都及び公社は、第1項に定める本助成金の返還請求、第2項に定める助成金の還元に関する紛争、その他甲及び乙、並びに第三者との間で生じた紛争、並びにその他一切の損失等について、一切の責任及び義務を負わないものとし、甲及び乙はこれに異議を申し立てないものとする。

甲及び乙は、本書を2通作成し署名又は記名押印の上、それぞれ1通を保管し、その写しを会社に提出するものとする。

締結日	2024年 ●月 ●日	
【甲】 機器貸与者 ※3	住所	〒 123-4567 東京都新宿区×丁目×番×号
	事業者名	○×○×株式会社
	代表者氏名	環境 太郎 
【乙】 機器使用者等 ※3	住所	〒 123-4567 東京都新宿区○丁目○番○号
	氏名	東京 環境 

※3 契約書の締結者と同じ者が記名及び押印してください。

➤ 対象機器領収書 記載例

●当該機器の購買を証明するため、「領収書」を提出してください。

※ クレジットカード・ローン払いによる場合についても、販売店が発行した領収書など対象機器の購買を証明する書類を作成してください。

領収書

No. _____

① ○○ △△ 様

金額 ② ￥ * , * * * , * * *

上記正に領収いたしました。

但し、蓄電池システムの助成対象経費 ③ 円(税抜)を含む

④ ・設置場所住所 東京都○○区○○1-2-3

⑤ ・○○メーカー製 ⑥ ABC-001-A

⑦ 領収日 令和○年 △月□日

⑧ ○×○×株式会社 東京営業所
営業所長 蓄電 光

⑨ 代表取締役

収入印紙 割印

以下の内容がはっきり確認できるものをご提出ください。

- ① 宛名（助成申請者名であること）
- ② 領収金額
- ③ 助成対象経費（税抜き）（「助成対象経費」の文言も必要）
- ④ 設置場所住所
- ⑤ 対象機器メーカー名
- ⑥ 対象機器パッケージ型番または製品型番（IoT 機器）
- ⑦ 領収日
- ⑧ 発行者（販売事業者）名
- ⑨ 発行者（販売事業者）押印

※ 但し書きに③~⑥の記載がない場合、以下を併せて提出してください。

・ 販売事業者が作成した「対象機器に関する領収書内訳について」

※ 蓄電池システム新設で DR 実証参加の場合は IoT 機器のメーカー名と型番も明記すること。

➤ 領収書内訳書 記載例

(領収書内訳書について)

公益財団法人 東京都環境公社 理事長
(東京都地球温暖化防止活動推進センター) 殿

公社理事長あてに作成してください。

対象機器に関する領収書の内訳について

当該機器の助成対象経費及び設置場所住所等を下記のとおり、証明いたします。

記			
1	助成対象経費 (税抜)	〇,〇〇〇,〇〇〇	円
2	設置場所住所	東京都新宿区〇丁目〇番〇号	
3	メーカー名	〇×〇×株式会社	
4	パッケージ型番 IoT 機器型番	SB-ABCD1234	
5	申請者名	東京 環境	
6	領収日	2024 年 ● 月 ● 日	

助成対象経費と一致すること。

申請時に入力する設置場所住所と一致すること。

SII に登録されているメーカー名及びパッケージ型番、または都登録AG (家庭) のメーカー名及び DR 対象機器を記載してください。

申請者と同一である必要があります。

原領収書と関連付けするために、領収書年月日を明確にしてください。
領収書が複数枚ある場合は、最も遅い領収書の年月日を記載してください。
また、発行日と領収日の遅い方の日付を記載してください。

※ケース表面に銘板がない場合、ノ
の記入及び銘板写真の提出を求めるこ

領収書の日付以降かつ実績報告日以前の日付を記入してください。

2024 年 ● 月 ● 日
〇×〇×株式会社

会社名を明記し、会社印を押印してください。

〇×〇×
株式会社

※この書類は、実際に支払った金額(領収書の金額)と助成対象経費(税抜)が
違う場合や、領収書に但し書きができない場合に作成してください。

➤ クレジット契約等により購入した場合の領収書 記載例

東京 花子 様

●年 ●月 ●日

申請者名を記入してください。

対象機器に関する代金領収書

収入印紙

割印

東京都〇〇区〇〇町 1-1-1

〇〇株式会社 〇〇営業所

営業所長 〇〇 〇〇 印

次の顧客の対象機器の設置に関し、下記内容で代金を受領いたしました。なお、本書は顧客のクレジット返済金の受領を証するものではありません。

顧客	氏名	東京 花子	申請時に入力する設置場所住所と一致すること。
	設置場所住所	東京都千代田区千代田〇丁目〇番〇号	

購入品目	購入機器	蓄電池システム	SII に登録されているメーカー名及びパッケージ型番、または都登録AG（家庭）のメーカー名及びDR 対象機器を記載してください。
	メーカー名	×〇×〇株式会社	
	パッケージ型番 IoT 機器型番	TK-1234ABC-D	
	助成対象経費 (税抜)	〇,〇〇〇,〇〇〇 円	

受領代金	費目	金額	入金 (受領) 日
	現金	金 〇〇〇,〇〇〇 円	△年 △月 △日
	クレジット (クレジット会社名: □■(株))	金 〇,〇〇〇,〇〇〇 円	△年 △月 △日
	合計	金 〇,〇〇〇,〇〇〇 円	

※販売店が発行したものに限りです。

➤ 助成対象機器が新品かつ未使用品であることの証明書 記載例

公益財団法人 東京都環境公社 理事長 殿
(東京都地球温暖化防止活動推進センター)

公社理事長宛てに作成してください。

助成対象機器が新品かつ未使用品であることの証明書

助成事業実績報告書を提出するにあたり、弊社が下記の申請者に販売した助成対象機器が新品かつ未使用品であることを証明いたします。

また、助成対象機器が新品かつ未使用品であることの根拠等の要請があった場合は、速やかに応じます。

記

1 申請者名

東京 花子

申請者と同一である必要があります。

2 設置場所住所

東京都千代田区千代田〇丁目〇番〇号

申請時に入力する設置場所住所と一致すること。

以 上

契約書の日付以降かつ実績報告日以前の日付を記入してください。

●年 ●月 ●日

領収証明会社名 ○×○×株式会社

○×○×
株式会社

助成対象機器が新品かつ未使用品であることの証明書が提出できない場合

➤ 対象機器 保証書 記載例

※設置した機器が新品かつ未使用品であることの証明書の提出が困難である場合は設置した機器の販売元業者が作成した『保証書』を提出すること。

●対象機器メーカー名、対象機器型番又はパッケージ型番がはっきりわかる保証書を提出してください。

※使用者控え（お客様控え等）のコピーであること

※蓄電池システム新設で DR 実証参加の場合は蓄電池システムの保証書のほかに、IoT 機器の保証書も必要です。

【SI申請用】	
太陽光発電連系型リチウムイオン蓄電システム 補助金申請添付用 出荷証明書兼保証書 No.HLC 008308	
システム名	リチウムイオン蓄電システム
型式	ABC001-A
製造番号	0000-ABC000
保証期間	引渡し日より1年間
お引渡し年月日	年 月 日
お客様	フリガナ お名前 東京 太郎
	ご住所 東京都〇〇区〇〇1-2-3
	電話番号
販売店	会社名 〇×〇株式会社 東京営業所
	住所 東京都〇〇区●●3-2-1 03-0000-0000
	電話番号

本書は上記機器について、一般社団法人環境共創イニシアチブが執行するリチウムイオン蓄電池補助金の補助金申請を目的に発行するものです。正式の保証書が発行されるまでの間、本書記載内容にもとづき無償修理をお約束するものです。尚、正式の保証書が発行された後は、本保証書は無効となります。上記機器保証期間中に故障が生じた場合は、本書をご提示の上、上記販売店に修理をご依頼ください。（裏面を必ずご確認ください）

※お客様個人の情報につきましては、関連事業に関するアフターサービス、新商品・サービスに関する情報のお知らせのために利用いたします。

➤ **対象機器を設置する建物及び対象機器から**

供給される電力等を使用する住宅の全景写真 提出例

- 対象機器を設置する建物と、対象機器が供給する電力を使用する住宅が異なる場合は、それぞれの全景写真を提出してください。
- 全景写真では対象機器が写ってなくても構いません。
- 1階部分から全体が写るように撮影してください。
- 玄関正面側から建物全体を撮影した写真をご用意ください。
- 建物の立地や建築構造上、1枚に収まりきらない場合には、複数に分かれても構いません。
- 建物の全景がはっきりと分からない（日没後撮影等）場合、再度撮影を依頼する可能性があります。
- その他添付する写真について、以下の点に留意してください。

※ 1枚に収まらない場合は本台紙を複写して、全ての写真を添付してください。

※ 狭小住宅など複数の住宅が写り込んでしまう場合は、どの住宅か分かるように目印をつけてください。

※ 住宅やビル等に店舗や事業所等が含まれている場合、登記情報の提出を求める場合があります。

見 本



玄関正面側から撮影したものとしてください。

➤ 対象機器 銘板写真 提出例

- 設置した後の対象機器の銘板を撮影し、提出してください。
- 複数台設置した場合は、設置台数分の銘板写真が必要です。
- 型番と製造番号の表示が欠けておらず、アルファベットや数字等が明確に読み取れる精度の写真を提出してください。
- 2世帯住宅で2台の設置をした場合、もう1台の設置状態がわかる写真も併せて提出してください。
- 蓄電池システム新設でDR実証参加の場合は蓄電池の銘板写真とIoT機器の型番(型式)と製造番号が確認できる写真の2枚が必要です。

■蓄電池の場合 (蓄電池ユニットのみ)

見本



■エネルギーマネジメント機器・IoT機器の場合

- 設置製品型番(型式)と製造番号が確認できる写真
(本体・本体ケース等に記載されているもの)

▶ デマンドレスポンス実証 委任状 記載例

記入見本

公益財団法人
東京都環境公社 理事長 殿

「家庭における蓄電池導入促進事業助成金交付要綱」における デマンドレスポンス実証に参加する場合の交付申請等委任について

「家庭における蓄電池導入促進事業」（以下「本事業」という。）実施要綱第4 4（1）又は（2）に定める助成金（以下「本助成金」という。）の交付申請に当たって、本事業の交付要綱第5条第1項第二号オに基づき、甲（本助成金の助成対象である蓄電池システム又はエネルギーマネジメント機器及びIoT関連機器（以下「助成対象機器」という。）を導入し、本事業の交付要綱第5条第1項第二号に定めるデマンドレスポンス（以下「DR」という。）実証に参加する者をいう。）は、乙（東京都家庭用アグリゲーター登録要綱（令和6年4月25日付6都環公地温第634号）において登録及び公表されている東京都家庭用アグリゲーター（以下「都登録AG（家庭）」という。）をいう。以下同じ。）に交付申請等の一切の手続を委任し、乙はこれを受任します。

甲及び乙は、東京都環境公社（以下「公社」という。）に本委任状の提出により、上記の委任について届出を行います。
なお、交付申請にあたっては本委任状の別紙「交付申請同意事項」のすべての項目について甲と乙は同意し、一切異議は申し立てません。

甲と乙は本委任状を2通作成し署名又は記名押印の上、それぞれ1通保管するものとし、その写しを公社に提出する。

作成日：令和 ○年 ○月 ○日			
委任者・助成対象者【甲】 (助成対象機器を導入する者)		受任者・手続代行者【乙】 (都登録AG（家庭）)	
氏名	東京 花子	事業者名	株式会社○○
	注 印※1	部署	○○部
		担当者氏名	東京 太郎
住所	〒100-XXXX 東京都千代田区△△町 1-1-1	住所	〒100-XXXX 東京都新宿区△△町 1-1-1
※1：自筆による署名の場合、押印は任意とする ※2：本事業を行う責任者が押印すること（必ずしも代表取締役印である必要はありません） ※3：都登録AG（家庭）が交付申請に係る手続代行業務を販売業者に委託する場合は、下欄を記載すること ※3 事業者名： _____ 住 所： _____ 担当者氏名： _____			

交付申請同意事項

1 交付申請

- 本助成金の交付対象となる者（以下、「助成対象者」という。）は、本事業の交付要綱及びその他公社が定める交付申請等に係る全ての要件を理解している。
- 助成対象者は、公社が審査した結果、助成金の交付対象にならない場合があることを承知している。
- 助成対象者は、申請した書類については必ず写しを保管しておくこと。なお、保管の方法に関しては、電子、紙どちらでもよい。

2 助成対象者

- 助成対象者は、本人以外の住宅等所有者がいる建物に対象設備を設置する場合、当該建物の全ての所有者の承諾を得ている。
- 助成対象者は、助成対象経費について、本助成金以外に都又は公社から交付される助成金（東京ゼロエミ住宅導入促進事業等）を受給できないこと、また区市町村から交付され

る助成金等（原資に都費を含むものに限る。）を受給できないことを理解している。重複して交付申請を行い、又は補助金の交付を受けているときは、事由に依らず、本事業の補助金にかかる交付申請が無効とされ、又は交付決定が取り消され、若しくは補助金の返還が求められることを理解している。

- 助成対象者は、次のア及びイのいずれかに該当する場合、本助成金の交付申請をすることができない。
ア 暴力団若しくは暴力団員である者、又は暴力団若しくは暴力団員と不適切な関係にある者
イ 税金の滞納がある者、刑事上の処分を受けている者その他の公的資金の交付先として社会通念上適切でないと思われる者

3 助成対象事業

助成対象機器は、次の(1)及び(2)のいずれかに該当する場合、本助成金の交付申請をすることができない。

- (1) 2024年3月31日以前に本補助金の交付申請の対象となる助成対象機器を設置した場合
- (2) 助成対象機器が中古品である場合

4 手続代行者及びその責務

- (1) 本事業の交付要綱の規定に基づき、助成対象者から交付申請に係る手続の代行を依頼された者（以下「手続代行者」という。）は、2(3)に該当せず、将来にわたっても該当しないよう法令等を遵守する。また、公社又は都が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意する。
- (2) 手続代行者は、交付要綱及びその他公社が定める交付申請等に係る全ての要件を理解し、申請者及び共同申請者と連携を図り、事業を円滑に推進できるよう努める。手続代行者が行う手続について、交付要綱の規定に従って遂行していないと認められ、代行の停止を求められたときは、これに異議なく応じることに同意する。
- (3) 助成対象者は、公社が発行する各種書類が、申請者に通知されたことについて、手続代行者へも連絡する場合があることを了承している。

5 交付の条件

- (1) 助成対象者は、助成対象機器が立地上又は構造上危険がないことを確認した上で申請している。また、公社が求めた場合には、安全性等を確認する書類の提出に応じる。
- (2) 助成対象者は、助成事業が事業の目的に適して公正に実施されているかを判断するための現地調査等に協力すること。
- (3) 助成対象者は、本事業の交付要綱その他法令の規程を遵守すること。

6 処分の制限

助成対象者は、本助成金の交付を受けた場合、処分制限期間内に、公社の承認なく、助成対象機器を処分（助成金の交付の目的以外に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄）してはならない。

7 交付決定の取消及び本助成金の返還

- (1) 助成対象者は、申請書及び添付書類一式について責任を持ち、虚偽、不正の記載が一切ないことを確認している。
- (2) 公社は、万が一違反する行為が発生した場合、助成対象者の交付申請の全部若しくは一部に対して助成金を交付せず、その交付を停止し、又は交付した本助成金の全部若しくは一部の返還を命じることがある。
- (3) 助成対象者は、前項による返還命令を受けた場合、速やかに本助成金の全部又は一部を返還しなければならない。
- (4) 公社は、助成対象者に対して、交付要綱第27条第1項の返還請求の際に、本助成金受領の日から返還までの日数に応じ、返還命令の対象となる本助成金の額につき、年10.95%の割合で計算した加算金の支払及び返還手続に要する手数料の支払を求めることができ、助成対象者はこれを支払う。

8 個人情報の取扱い

助成対象者は、本事業の申請書等により公社が入手する個人情報は、申請者への問合せ、補助金の交付などの通知及び振込、財産処分制限にかかる調査、その他公社が行う調査などを目的とし、公社が定める「プライバシーポリシー（個人情報保護方針）」（※）に従って使用されることを了承している。

※ 公社の個人情報保護方針については、HP
(<https://www.tokyokankyo.jp/privacy>) に記載

9 注意事項

- (1) 助成対象者は、提出した申請書及び添付書類は返却され

ない旨を了承している。

- (2) 公社は、申請者が送付する申請書、公社が送付する通知書、その他送付物の送付に係る遅延、紛失、損害等全ての事項について一切の責任を負わない。
- (3) 助成対象者は、提出した申請書類の記載内容に軽微な誤りがあった場合は、事実に基づき、申請者の不利益にならない範囲において訂正される可能性があることについて同意している。

10 禁止事項

助成対象者は、以下の(1)から(5)までの行為を行い、又は行おうとしてはいけない。

- (1) 本同意事項、マニュアル等の規定に反すること
- (2) 公社等に対する債権を、第三者に譲渡し、若しくは移転し、又は担保に供すること
- (3) 公社等に対する一切の権利及び義務並びに交付申請により生じる公社との間の契約上の地位について、公社の同意なしに第三者に対して譲渡し、若しくは移転し、又は担保に供すること
- (4) 公社等を誹謗中傷し、又は名誉若しくは信用を傷つける言動をすること
- (5) その他、公社等が本助成金の趣旨に反すると判断する行為、又は公社等との信頼関係を損なう一切の行為

11 免責

助成対象者は、公社が助成対象者、手続代行者、施工会社、都登録AG（家庭）等の中で生じる問題に関して関与しないことを了承している。

また、区分所有者全員で構成される団体等の内部で生じる問題についても同様とする。

12 専属的合意管轄裁判

本事業に係る助成対象者と公社との訴訟については、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

13 DR実証

- (1) 助成対象者は、都登録AG（家庭）からDRの意義、本事業の内容、DR実証の内容と注意事項（制御による電気代への影響の可能性等を含む）の説明を受けること。DR実証に参加する場合は、都登録AG（家庭）に交付申請等の手続の代行を委任し、委任状を公社に提出すること。
- (2) 助成対象者は、都登録AG（家庭）と、助成金の交付決定を受けた年度から起算して2か年度の間、都登録AG（家庭）が遠隔から助成対象機器の状態監視を行い、遠隔制御により、原則として需給ひっ迫警報及び注意報時のDR及び年間10日以上DRを行う旨の契約（以下、「DR実証の契約」という。）を締結すること。
- (3) 助成対象者が設置する助成対象機器は、都登録AG（家庭）のDR対象機器、エネルギーマネジメント機器及びIoT関連機器であること。
- (4) 助成対象者は、DR実証の契約に基づき、都登録AG（家庭）が助成対象機器を対象にDRを実施することに協力すること。
また、DR実証の実施後に、都登録AG（家庭）が実施するアンケートに協力すること。
- (5) 助成対象者は、助成対象機器を設置した住宅における電力データ、機器の稼働状況データ等を、都登録AG（家庭）に提供すること。また、都登録AG（家庭）が当該データ及びアンケート結果（個人情報及び個人が特定できる可能性のある情報を除く。）を踏まえDRの効果分析等を行い都及び公社に報告することに同意すること。また、報告された分析結果について都及び公社が公表することについて同意すること。

記入見本

公益財団法人
東京都建設公社 理事長 殿

「デマンドレスポンス活用を見据えた家庭用燃料電池普及促進事業」における
デマンドレスポンス実施に参加する場合の交付申請等委任について

「デマンドレスポンス活用を見据えた家庭用燃料電池普及促進事業」（以下「本事業」という。）実施第4章 3に定める助成金（以下「本助成金」という。）の交付申請に当たって、本事業の交付申請第4章第2条に基づき、甲（本助成金の助成対象である家庭用燃料電池又はエネルギー貯蔵システム機器及びIoT機器）の「助成対象機器」とし、1を導入し、本事業の交付申請第4章第2条に定めるデマンドレスポンス（以下「DR」という。）実施に参加する者（以下「甲」という。）は、2（家庭用燃料電池及びエネルギー貯蔵システム機器）の交付申請（令和6年4月25日付の都庁（地産第404号）において登録及び公表されている家庭用燃料電池アプリケーション（以下「登録簿A G（家庭）」という。）をいう。以下同じ。）に交付申請等の一切の手続きを委任し、又はこれを委任します。

甲及び乙は、東京都建設公社（以下「公社」という。）に本委任状の提出日より、上記の委任について届出を行います。なお、交付申請にあたっては本委任状の別紙「交付申請関連事項」のすべての項目について甲と乙は同意し、一切実施を申し立てません。

甲と乙は本委任状を2通作成し署名又は押印のうえ、それぞれ1通ずつ提出するものとし、その写しを公社に提出する。

<p>① 締結日、令和〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>委任者・助成対象者【甲】</p> <p>助成対象機器を導入する者</p> <p>氏名 東京都 東京都 東京都</p> <p>住所 〒100-0000 東京都千代田区千代田1-1-1</p> <p>住所 〒100-0000 東京都千代田区千代田1-1-1</p>	<p>受任者・手続代行者【乙】</p> <p>都登録A G（家庭）</p> <p>事業名称 株式会社〇〇〇〇</p> <p>代表者 東京都 東京都</p> <p>住所 〒100-0000 東京都千代田区千代田1-1-1</p> <p>住所 〒100-0000 東京都千代田区千代田1-1-1</p>
--	---

交付申請関連事項

1. 交付申請
 (1) 助成対象の交付申請となる者（以下「助成対象者」という。）は、本事業の交付申請及びその交付申請の交付申請に必要となる事項を記載している。
 (2) 助成対象者は、交付申請に必要となる事項を記載している。
 (3) 助成対象者は、交付申請に必要となる事項を記載している。
 (4) 助成対象者は、交付申請に必要となる事項を記載している。

2. 助成対象者
 (1) 助成対象者は、甲（以下「甲」という。）の住所に所在する者であること。
 (2) 助成対象者は、甲（以下「甲」という。）の住所に所在する者であること。
 (3) 助成対象者は、甲（以下「甲」という。）の住所に所在する者であること。
 (4) 助成対象者は、甲（以下「甲」という。）の住所に所在する者であること。

3. 助成対象機器
 (1) 助成対象機器は、甲（以下「甲」という。）の住所に所在する者であること。
 (2) 助成対象機器は、甲（以下「甲」という。）の住所に所在する者であること。
 (3) 助成対象機器は、甲（以下「甲」という。）の住所に所在する者であること。
 (4) 助成対象機器は、甲（以下「甲」という。）の住所に所在する者であること。

① 2024年3月31日以前に本助成金の交付申請の対象となる助成対象機器を設置した場合は、助成対象機器の導入日がある場合は、

② 助成対象機器の導入日がある場合は、

③ 助成対象機器の導入日がある場合は、

④ 助成対象機器の導入日がある場合は、

⑤ 助成対象機器の導入日がある場合は、

⑥ 助成対象機器の導入日がある場合は、

⑦ 助成対象機器の導入日がある場合は、

⑧ 助成対象機器の導入日がある場合は、

⑨ 助成対象機器の導入日がある場合は、

⑩ 助成対象機器の導入日がある場合は、

⑪ 助成対象機器の導入日がある場合は、

⑫ 助成対象機器の導入日がある場合は、

⑬ 助成対象機器の導入日がある場合は、

⑭ 助成対象機器の導入日がある場合は、

⑮ 助成対象機器の導入日がある場合は、

⑯ 助成対象機器の導入日がある場合は、

⑰ 助成対象機器の導入日がある場合は、

⑱ 助成対象機器の導入日がある場合は、

⑲ 助成対象機器の導入日がある場合は、

⑳ 助成対象機器の導入日がある場合は、

㉑ 助成対象機器の導入日がある場合は、

㉒ 助成対象機器の導入日がある場合は、

㉓ 助成対象機器の導入日がある場合は、

㉔ 助成対象機器の導入日がある場合は、

㉕ 助成対象機器の導入日がある場合は、

㉖ 助成対象機器の導入日がある場合は、

㉗ 助成対象機器の導入日がある場合は、

㉘ 助成対象機器の導入日がある場合は、

㉙ 助成対象機器の導入日がある場合は、

㉚ 助成対象機器の導入日がある場合は、

㉛ 助成対象機器の導入日がある場合は、

㉜ 助成対象機器の導入日がある場合は、

㉝ 助成対象機器の導入日がある場合は、

㉞ 助成対象機器の導入日がある場合は、

㉟ 助成対象機器の導入日がある場合は、

㊱ 助成対象機器の導入日がある場合は、

㊲ 助成対象機器の導入日がある場合は、

㊳ 助成対象機器の導入日がある場合は、

㊴ 助成対象機器の導入日がある場合は、

㊵ 助成対象機器の導入日がある場合は、

㊶ 助成対象機器の導入日がある場合は、

㊷ 助成対象機器の導入日がある場合は、

㊸ 助成対象機器の導入日がある場合は、

㊹ 助成対象機器の導入日がある場合は、

㊺ 助成対象機器の導入日がある場合は、

㊻ 助成対象機器の導入日がある場合は、

㊼ 助成対象機器の導入日がある場合は、

㊽ 助成対象機器の導入日がある場合は、

㊾ 助成対象機器の導入日がある場合は、

㊿ 助成対象機器の導入日がある場合は、

委任状記入時の注意事項（以下のすべてを満たすこと）

- ①委任状の締結日が記入されていること。工事請負契約と締結日が一致しなくても構いません。
- ② i) 助成対象者の氏名、住所が記入され、押印（または自筆による署名）されていること
 ii) 助成対象機器を導入する者【甲】と一致すること
- ③ i) 手続代行者の事業者名、部署、担当者氏名、住所が記入され、押印（本事業を行う責任者が押印すること。必ずしも代表取締役印である必要はありません。）されていること
 ii) 都登録A G（家庭）【乙】と一致すること
- ④ i) 都登録A G（家庭）から申請代行業務委託を受けた販売事業者が存在する場合は、販売事業者の事業者名、住所、担当者氏名が記入され、押印（本業務を行う責任者が押印すること。必ずしも代表取締役印である必要はありません。）されていること
 ii) 都登録A G（家庭）が公社に登録する販売事業者リストにある事業者であること

補足

【甲】【乙】間での条項の追加について
 委任状に定めのない事項について両者で合意を行う場合、別途覚書等を取り交わしてください。
 （委任状は指定の様式であり、助成対象者及び手続代行者が変更することはできません。）

◇ 【提出書類チェック表】

事前申込 必要添付書類			備考
提出書類名称	確認事項	チェック欄	
1	設置予定機器の見積書(写し)	以下の内容が記載されていること。 ①対象機器設置場所が明記されていること ②「宛先(注文者)」に助成申請者の宛名が記載されていること ③対象機器のパッケージ型番及びIoT機器の品番が正確に記載されていること ④対象機器の金額(機器費、工事費のみ。消費税、諸経費は含まず)が明確に記載されていること	<input type="checkbox"/> ・複数台設置の場合、1台当たりの金額と設置台数がわかるもの
2	その他公社が審査に必要と認める書類		<input type="checkbox"/>

交付申請兼実績報告書 必要添付書類			備考	
提出書類名称	確認事項	チェック欄		
1	申請者(個人)本人確認書類 (リース事業者の場合) 使用者の本人確認書類	・以下の書類のうちいずれか一つの写しであること ①運転免許証 ②健康保険証(後期高齢者医療被保険者証) ③住民基本台帳カード ④日本国パスポート ⑤外国人登録証明書、在留カード、又は特別永住者証明書 ⑥身体障がい者手帳 ⑦療育手帳 ⑧精神障がい者保健福祉手帳 ⑨運転経歴証明書 ⑩マイナンバー個人番号カード(裏面不要) ※有効期限内であること ※記載内容がはっきりと確認できるものであること ※現住所・氏名の記載があるもの ※氏名と住所が記載された面(ページ)が分かれている場合は、両方の面(ページ)の写しが必要 ※健康保険証の保険者番号、記号・番号、二次元バーコードはマスキングすること(付箋等で隠すまたは黒塗り) ※日本で発行されたものであること	<input type="checkbox"/>	【申請者が個人の場合に提出が必要】
	申請者(法人)実在証明書類	・以下のうちいずれか一つの書類の写しであること ①商業登記の現在事項全部証明書 ②商業登記の履歴事項全部証明書 ③法人印の印鑑登録証明書 ※6か月以内に発行されたものであること	<input type="checkbox"/>	【申請者が法人、管理組合等、リース事業者等の場合に提出が必要】
2	計算シート	公社の定める様式で作成すること	<input type="checkbox"/>	
3	設置機器の売買等契約書(写し)	・以下の内容が記載されていること ①発行者名・会社印 ②契約締結日 ③契約者名(助成対象者であること) ④工事内容	<input type="checkbox"/>	・停止条件付契約の取扱がある場合は当該記載のある箇所の写しが必要。
	(リース事業者又は電力販売事業者の場合) 設置機器のリース等契約証明書(写し)	・以下の内容が記載されていること ①発行者名・会社印 ②使用者氏名・押印 ③設置場所住所 ④サービス開始日・終了日 ⑤リース等期間	<input type="checkbox"/>	・リース等の料金は元金(機器単体費)から助成金相当分を減額した金額で算出されていること ・停止条件付契約の取扱がある場合は当該記載のある箇所の写しが必要。
4	(リース事業者又は電力販売事業者の場合) 家庭における蓄電池導入促進事業助成金に係る覚書	公社の定める様式で作成すること	<input type="checkbox"/>	

5	助成対象機器の領収書(写し)・領収書の内訳	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の内容が記載されていること ① 宛名(助成申請者名であること) ② 領収金額 ③ 助成対象経費(機器費・工事費のみ、消費税含まず) ④ 設置場所住所 ⑤ 対象機器メーカー名 ⑥ 対象機器パッケージ型番 ⑦ 領収日 ⑧ 発行者(販売事業者)名 ⑨ 発行者(販売事業者)押印 <p>※ 但し書きに③～⑥の記載がない場合、以下を併せて提出してください</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社の定める様式で領収書の内訳を作成すること 	<input type="checkbox"/>	<p>※領収書に収入印紙がなく、且つ、クレジット支払いである事が明確でない場合は、併せてクレジットの契約書等の写しが必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債務が完了されるまで当該機器等の所有権がクレジット会社に留保される契約の場合、当該記載のあるクレジット契約書等の写しが必要 ・電子領収書で収入印紙がない場合、電子領収書であることを明記すること
6	国及び他の地方公共団体による補助金の交付額確定通知書	<ul style="list-style-type: none"> ・助成対象機器のみの交付額の記載がない場合は、内訳のわかるものが必要 ・申請中で交付額確定前の場合は、申請書類と助成対象機器に対する交付額の上限が分かるものが必要 	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・国及び他の補助金に申請した場合提出が必要
7	設置機器が新品かつ未使用品であることの証明	<p>証明は機器の販売元等が公社理事長宛に提出したものであること</p>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・設置機器が新品かつ未使用品であることの証明の提出が困難な場合は「保証書」を提出すること ・「メーカー名」、「対象機器型番」又は「パッケージ型番」がはっきりと確認できる写しであること ・使用者控え(お客様控え等)の写しであること
8	対象機器を設置する建物及び対象機器から供給される電力を使用する住宅の全景写真(カラー)	<ul style="list-style-type: none"> ① 玄関正面側の1階部分から建物全体が写っているもの ② 対象機器を設置する建物と、対象機器が発電する電力を使用する住宅が異なる場合は、それぞれの全景写真が必要 ③ カラーであること <p>※対象機器が写ってなくても可</p> <p>※建物の立地や構造上、1枚に収まりきれない場合は、複数枚に分かれて可</p> <p>※日没後撮影等で建物の全景がはっきりと確認できない場合は、再度撮影を依頼する可能性あり</p>	<input type="checkbox"/>	
9	対象機器の型番及び製造番号(銘板)を示す写真(カラー)	<ul style="list-style-type: none"> ① 設置完了後の写真であること ② 型番と製造番号が1枚に写っていること ③ 対象機器の型番及び製造番号の表示が欠けておらず、アルファベットや数字等が明確に読み取れるもの ④ カラーであること <p>設置完了後に写真の撮影が困難な場合は、必ず事前に撮影すること</p>	<input type="checkbox"/>	<p>蓄電池システムは原則蓄電池ユニットのみ有効</p>
10	(太陽光発電システムの設置がある場合)太陽光発電システムの設置を確認できる書類	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の書類のうちいずれか一つの写しであること ① 電力会社の買取明細 ② 接続契約のご案内 ③ 設備変更申請確認書類等 <p>※「発電出力(kw)」の記載があること</p> <p>※交付申請兼実績報告日の180日以内に発行された書類であること</p> <p>※太陽光発電システムの設置場所住所が申請フォームに入力した蓄電池システムの設置場所住所と一致していること。</p>	<input type="checkbox"/>	
11	(デマンドレスポンス実証に参加する場合)交付申請等委任状	<p>会社の定める様式で作成すること</p>	<input type="checkbox"/>	
12	(デマンドレスポンス実証に参加する場合)契約書の写し	<p>アグリゲーションビジネス実装事業にて提出した「DR実証契約書(ひな形)」に必要事項を記入したもの</p>	<input type="checkbox"/>	
13	(リフォーム瑕疵保険又は大規模修繕工事瑕疵保険に加入する場合)保険証券又は付保証明書の写し	<p>事前申込後の契約締結日のものに限る</p>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 他事業と重複しての申請はできません ※契約(証券番号)が異なる場合は可
14	その他公社が審査に必要と認める書類		<input type="checkbox"/>	

(参考) 関連ホームページのご案内

1.実施要綱・助成金交付要綱・本手引き等の規定類について

https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/family_tikudenchi

2.東京都環境局の地球環境・エネルギー政策について

<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/index.html>

3.環境省の太陽光発電の環境配慮ガイドライン

<https://www.env.go.jp/content/900515354.pdf>

4. SII ホームページ

<https://zehweb.jp/registration/battery/>

5. 【家庭用】アグリゲーションビジネス実装事業

https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/aggre_home

東京都
家庭における蓄電池導入促進事業

助成金申請の手引き

□発行・編集 令和6年6月
公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
(愛称:クール・ネット東京)
〒163-0817 東京都新宿区西新宿 2-4-1
新宿 NS ビル 17 階
電話 03 (6659) 3409
月曜日～金曜日 (祝祭日を除く) 9:00～17:00
(12:00～13:00 を除く)